

北上市権利擁護支援センター事業実施要綱（令和3年北上市告示甲第12号）の一部を次のように改正し、令和7年9月1日から施行する。

令和7年8月22日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
（事業内容） 第3 〔略〕	（事業内容） 第3 〔略〕 <u>（権利擁護支援会議）</u> <u>第4 第3第1号、第3号及び第4号に掲げる事業を適切に実施するための機能を充実させ、専門的な知識を必要とする事案に対応するため、権利擁護支援会議（以下「会議」という。）を置く。</u> <u>2 会議は、委員5人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</u> <u>(1) 弁護士</u> <u>(2) 司法書士</u> <u>(3) 社会福祉士</u> <u>(4) その他市長が必要と認める者</u> <u>3 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合に</u>

(利用対象者) <u>第 4</u> [略] (情報の安全管理) <u>第 5</u> [略] (補則) <u>第 6</u> [略]	<u>おける補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>4 会議は、市長が招集する。</u> <u>5 会議に招集する委員の範囲は、市長が議題に応じて定める</u> <u>。</u> <u>6 会議の庶務は、福祉部長寿介護課において処理する。</u> (利用対象者) <u>第 5</u> [略] (情報の安全管理) <u>第 6</u> [略] (補則) <u>第 7</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	